

「オタク婚活」に識別力はあるか？

【平成25年(行ケ)第10341号
商標登録取消決定取消請求事件】

本件の「オタク婚活」(標準文字)は、第45類「結婚又は交際を希望する者への異性の紹介、インターネット上でのウェブサイトを利用した異性の紹介及びこれに関する情報の提供、インターネットを利用した結婚に必要な情報の提供」を指定役務として出願し、登録された(商標登録第5544516号)が、その後、商標法3条1項3号違反を理由に、登録異議申立により登録取消の決定をされた事案である(異議申立て理由自体は同号と4条1項7号)。

本願は、「オタクの婚活(オタクの結婚するための活動)」の意味合いをもって取引者、需要者に認識されるものであって、その指定役務について役務の質(内容)・用途を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標というべきであるから、商標法3条1項3号に該当し、また、本件商標が使用をされた結果、その登録査定時において、需要者が本件商標を原告の業務に係る役務を表示するものとして認識するに至っていたものとは認められず、本件商標が同条2項に該当するものと認めることができないから、本件商標の商標登録は同条1項3号に違反してされたものであるというものである、と判示された。

【「○○婚活」が「○○向けの結婚活動」と理解される実情】

「例えば、主に30歳前後の人たちのための結婚活動を「アラサー婚活」と、～中略(シニア婚活、熟年婚活を例示)～、主に離婚経験のある人たちのための結婚活動を「バツイチ婚活」などと称している実情があり(書証番号省略)、これらの例から、「○○婚活」が「○○向けの結婚活動」と理解される実情がうかがえる。」とある。しかし、これらで例示する各単語と「オタク」が同レベルであると理解してよいか…という点については、筆者は少し疑問を感じている。

被告の主張中に、「オタク」とは、「俗に、特定の分野・物事を好み、関連品または関連情報の収集を積極的に行う人。狭義には、アニメーション・テレビゲーム・アイドルなどのような、やや虚構性の高い世界観を好む人をさす。(後略)」(乙1)とある一方で、「個人の趣味に没頭し、異常な執着を見せる人物やふるまいを指す。(中略)元はマンガやアニメなど特定の趣味について使われたが、普及の過程で意味が拡大・変容し、現在では『マニア』とほぼ同じ…」(乙2)と紹介するように、「オタク」の語には狭義の「オタク」に限定できない幅があり、「アラサー」「シニア」…等のようなターゲットが明確になった言葉とは言い切れず、記述的である…と断定するのは少し厳しいように思う。

★詳細についての問い合わせ：
弁理士・光野 文子

共同出願違反～真の発明者とは～

【平成25(行ケ)10228 審決取消請求事件
(知財高裁平成26年5月29日)】

本事案は、県の機関の技術指導を受けて完成した発明につき、共同出願要件(特38条)違反であるので特許無効とされた審決が取り消された事案である。

判決では、『・・・上記発明特定事項は、単に本件訂正発明9における光触媒としての酸化チタンゾルについて、本件特許の出願前のみならず、Cによる技術指導以前に既に公知となっていた製法により得られるものとして特定したにすぎず、しかも、これを用いることにより顕著な作用効果をもたらすものとも認められない。したがって、上記の発明特定事項は、本件訂正発明9の特徴的部分に該当するということとはできず、上記事項がCの発明でありかつCが同事項につき技術指導をしたとしても、Cは本件訂正発明9の特徴的部分の完成に創作的に寄与したものとはいえず、したがって、同発明の共同発明者であるとはいえない。・・・原告らが本件特許を出願するに当たり、佐賀県知事の同意を得なかったからといって、それにより直ちに本件訂正発明について特許を受ける権利ないしは本件特許権が佐賀県知事に帰属することとなるということとはできない(本件確認書第2条に定める佐賀県知事の同意を得るとの手續に違反したかどうかの問題が残るだけである)。そして、他に本件訂正発明について特許を受ける権利ないしは本件特許権が佐賀県知事に帰属することを認めるに足りる証拠はない。』と判示し、Cは共同発明者ではないのでその点からの共同出願違反は無く、また技術指導を受けた者の特許を受ける権利の持分が佐賀県知事に帰属することを認めるに足りる証拠もないのでその点からの共同出願違反も無く、審決の認定判断に誤りがあることを認めた。

企業同士、企業と地方公共団体の機関、企業と大学などの間では、共同研究を進めたり技術指導を受けたりして発明が完成することが良くある。この場合、真の発明者が誰であるのか冷静に見極める必要がある。本事案は、技術指導を受けた企業側が指導者側を発明者・出願人に含めず特許権を取得したことを理由として共同出願違反として特許庁でなされた無効審決を取り消したものである。特許請求の範囲に記載された一部の発明特定事項につき技術指導を受けたとしても、特徴的部分の発明特定事項の完成に創作的に寄与したものでなければ、共同発明者たる地位を有するものではないということを変更して認識させられる判決である。

共同研究等の場合においては、創作的関与の有無を示す客観的な資料(共同研究の実施報告書、実験報告書及び実験日誌等)を残しておくことが特に必要である。

★詳細についての問い合わせ：
弁理士・黒木 義樹